

# 令和3年度版

## 飛騨市暮らしに役立つ補助制度

令和3年4月1日現在

飛騨市では、「元気で、あんな、誇りの持てるふるさと飛騨市」の実現に向けて、皆様の暮らしに役立つ補助制度を設けています。

令和3年度に新設した補助制度を **新規**、拡充した補助制度を

**拡充**と標記し、変更部分に下線が引いてあります。

各制度の詳細な内容は、各担当課までお問い合わせください。

飛騨市暮らしに役立つ補助制度は、飛騨市ホームページでもご覧いただけます。

URL <https://www.city.hida.gifu.jp/soshiki/8/kurashiniyakudatsu.html>



※この冊子は、飛騨市役所企画部総合政策課または各振興事務所に配布を行っています。

※商工団体・事業者向けのより詳しい補助制度一覧を市ホームページでご覧いただけます。



### 目次

#### 1. 産前・産後

1.妊婦一般健康診査費助成事業	1P
2.妊婦歯科検診費助成事業	1P
3.妊婦通院費助成事業	1P
4.産後ケアに関する助成事業	1P
5.産婦健康診査費助成事業	1P
6.特定不妊治療費助成事業	1P
7.一般不妊治療費助成事業	1P
8.不育症治療費助成事業	1P
9.不妊・不育治療通院費助成事業	1P
10.大人の風しんワクチン予防接種費用助成事業	1P

#### 2. 子育て・教育

11.入園・入学準備品支援事業補助金	2P
12.子ども予防接種費助成事業	2P
13.母乳育児相談費助成事業	2P
14.新生児聴覚検査費助成事業	2P
15.飛騨市育英基金貸付制度	2P
16.飛騨市育英基金貸付制度の償還免除	2P
17.児童・生徒就学援助制度	3P
18.地域活性化人材育成支援事業	3P

#### 3. 健康づくり・高齢者支援等

19.飛騨市歯周病検診事業	3P
---------------	----

20. 飛騨市成人肺炎球菌ワクチン接種費助成事業	3P
21. 骨髄移植ドナー助成事業	3P
22. がん検診推進事業	4P
23. 国民健康保険インフルエンザ予防接種助成事業	4P
24. 国民健康保険人間ドック費用助成事業	4P
25. 雪下ろしサポートセンター事業	4P
26. <b>拡充</b> 通院支援タクシー助成事業	4P
27. <b>拡充</b> いきいき地域生活応援事業（旧健康増進事業）	5P
28. 家族介護応援手当事業	5P
29. 買い物お助け便事業	5P
30. 高齢者のお出かけ安心支援事業（自動車急発進等抑制装置 購入補助）	6P
31. 高齢者のお出かけ安心支援事業（補聴器購入補助）	6P
32. 水洗式ポータブルトイレ購入費助成事業	6P
33. <b>拡充</b> 運転免許自主返納者への支援事業	6P

## 4. 仕事

### (1) 就職

34. 就職奨励金	6P
-----------	----

### (2) 起業・創業支援等

35. 起業化奨励金	7P
36. 飛騨市起業・事業拡大促進補助金	7P
37. 空き店舗改修補助金	7P
38. 勤労者生活安定資金融資制度	8P

## (3) 農林業

39. 野生動物侵入防止施設補助金	8P
40. 狩猟者育成事業補助金	8P
41. がんばる農業応援事業費補助金	8P
42. 中高年帰農者支援事業費補助金	8P
43. 中高年帰農者就農給付金	8P
44. <b>新規</b> 中高年帰農者水稲応援事業費補助金	8P
45. <b>拡充</b> 小規模基盤整備事業補助金	9P
46. <b>拡充</b> 農業研修生に対する住居費の支援	10P
47. 地域米ブランド化支援事業補助金	10P
48. <b>新規</b> ごはんソムリエ養成事業補助金	10P
49. <b>新規</b> 地域米高品質化支援補助金	10P

## (4) 医療・介護・福祉

50. 飛騨市出身医療・介護総合人材バンク事業	10P
51. 市内既存医療機関への常勤医師就業奨励金	11P
52. 医療・介護専門職U・Iターン就職奨励金	11P
53. U・Iターン等医療・介護専門職賃貸住宅家賃補助事業...	11P
54. U・Iターン医療・介護・保育専門職員就職準備金貸付事業	11P
55. 医療・介護等学生の市内医療・介護機関等アルバイト 及び実習奨励事業	11P
56. 医師養成資金貸与事業	12P
57. 看護師等修学資金貸与事業	12P
58. 専門分野外の学び及び資格取得推進事業	12P
59. 潜在看護師の職場復帰に向けた看護現場見学体験支援事業	12P

60.潜在看護師の市内医療・介護機関等アルバイト奨励事業	12P
61.潜在看護師就職準備金貸付事業	12P
62.新規看護師スキルアップ支援事業	12P
63.シニア介護職就職奨励金事業	13P
64.介護職員初任者研修費助成事業	13P
65.介護福祉士実務者研修費用支援事業	13P
66.ひとり親家庭介護職資格取得支援事業	13P
67.介護福祉士を目指す学生へのアパート等家賃補助	13P
68.介護支援専門員就職奨励金事業	14P
69.介護支援専門員資格取得受講支援事業	14P
70.新規私立保育園保育士U・Iターン就職奨励金事業	14P
71.新規私立保育園保育士賃貸住宅家賃補助事業	14P

## 5. 住宅

72.拡充住宅新築・購入支援助成金	14P
73.景観形成地区建築物等助成制度	15P
74.ひとり親家庭住宅支援事業	15P
75.住宅・建築物等耐震化促進事業	15P
76.ブロック塀等撤去補助制度	15P
77.建築物アスベスト対策事業補助金	16P
78.拡充住宅リフォーム補助金	16P
79.水洗便所等改造資金融資あっせん助成制度	16P
80.合併処理浄化槽設置整備事業補助金	16P
81.いきいき住宅改善事業補助金	16P
82.高齢者等屋根融雪等整備事業補助金	17P

83.拡充空き家等賃貸住宅改修事業補助金	17P
84.勤労者住宅資金融資制度	18P
85.家財道具処分費等補助金	18P
86.新規結婚新生活支援補助金及び結婚祝金	18P

## 6. 移住者支援補助

87.移住者への米贈呈事業（米 10 俵プロジェクト事業）	18P
88.拡充移住促進補助金	19P
再掲.就職奨励金	19P
再掲.拡充空き家等賃貸住宅改修事業補助金	20P
再掲.新規結婚新生活支援補助金及び結婚祝金	21P
再掲.拡充住宅新築・購入支援助成金	21P

## 7. 行政区等/防災・防犯等

89.LED 防犯灯取替補助金	21P
90.防犯灯設置補助金	22P
91.防犯カメラ等設置補助金	22P
92.防災土育成事業補助金	22P
93.電気自動車等購入補助金	22P
94.自主防災組織活動支援補助金	22P
95.資源回収事業奨励金	22P
96.水洗便所等改造資金特別助成金制度（集会施設）	23P
97.倒木・危険木処理事業補助金	23P
98.拡充集落有集会施設整備事業補助金	23P
99.新規地域コミュニティ活動促進事業費補助金	23P

## 8. まちづくり活動等

- 100. 飛騨市ロケーション誘致促進事業補助金 ..... 24P
- 101. 小さなまちづくり応援事業助成金 ..... 24P
- 102. ふるさと納税活用まちづくり応援事業助成金 ..... 24P
- 103. 市民発明支援事業補助金 ..... 25P
- 104. まちづくり活動支援補助金 ..... 25P
- 105. **新規**ふるさと納税活用ソーシャルビジネス等創出交付金 . 25P
- 106. やさしいまちづくり応援事業補助金 ..... 25P

## 9. 観光等

- 107. **新規**飛騨市アフターコロナ体制強化支援事業補助金 .. 26P
- 108. **拡充**飛騨市コンベンション等開催支援補助金 ..... 26P

## 1. 産前・産後

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
1	<b>妊婦一般健康 診査費助成事業</b>	お母さんと赤ちゃんの健康と安全な出産のため、妊婦の定期健診費用の一部を助成します。	市内に住所を有する妊婦	妊婦一般健康診査費 14 回分の助成	古川町 保健センター 0577-73-2948
2	<b>妊婦歯科健診費 助成事業</b>	妊婦の歯周病を早期発見するため、歯科健診費用の一部を助成します。	市内に住所を有する妊婦	歯科健診費 3,500 円の助成 (個人負担 500 円あり)	古川町 保健センター 0577-73-2948
3	<b>妊婦通院費助成 事業</b>	通院にかかる負担を軽減するため、通院費の一部を助成します。	次の要件を全て満たす方 ① 出産のため医療機関等に 7 回以上通院していた方 ② 市内に 1 年以上住所を有し、引き続き市内に居住される方	【限度額】5 千円～2 万円 (条件によって助成額が異なりますので、詳細は右記担当課へお問い合わせください)	古川町 保健センター 0577-73-2948
4	<b>産後ケアに関する 助成事業</b>	産後ケア費用の一部を助成します。 産後ケアは、出産後急激な体調の変化がある中で、慣れない育児に奮闘しているお母さんに寄り添いながら、お母さんが明るい気持ちで子育てができるよう専門家がサポートする事業です。	出産後 1 年までの母親とお子さんで、市が必要と認められた方 産科病院への宿泊や日帰りデイサービスの他、助産師が利用者宅を訪問して行うサービス等があります。(要事前相談)	助成額 利用料の 9 割 宿泊、デイサービス 助成回数 7 回 訪問 助成回数 必要と認められる回数	古川町 保健センター 0577-73-2948
5	<b>産婦健康診査費 助成事業</b>	産婦健診の負担軽減のため、費用の一部を助成します。	市内に住所を有し、産婦健診(産後 2 週間及び産後 1 か月)を受診された方	【限度額】産後 2 週間 5,000 円 産後 1 か月 5,000 円	古川町 保健センター 0577-73-2948
6	<b>特定不妊治療費 助成事業</b>	特定不妊治療(体外受精顕微授精、男性不妊手術)の負担軽減のため、費用の一部を助成します。	特定不妊治療を受けた方で下記を全て満たす方 ① 市内に 1 年以上住所を有し、引き続き市内に居住される方 ② 医療保険に加入している方	【限度額】30 万円/回(通算 10 回まで) 詳細は、右記担当課にご確認ください。	古川町 保健センター 0577-73-2948
7	<b>一般不妊治療費 助成事業</b>	一般不妊治療(人工授精等)の負担軽減のため、費用の一部を助成します。	一般不妊治療を受けた方で下記を全て満たす方(男性不妊治療含む) ① 市内に 1 年以上住所を有し、引き続き市内に居住される方 ② 医療保険に加入している方	自己負担の 1/2 【限度額】5 万円/年 (通算 2 年間)	古川町 保健センター 0577-73-2948
8	<b>不育症治療費助成 事業</b>	不育症治療の負担軽減のため、費用の一部を助成します。	不育症治療を受けた方で下記を全て満たす方 ① 医療保険に加入している方 ② 指定する専門医療機関で治療等された方	自己負担の 1/2 【限度額】30 万円/回	古川町 保健センター 0577-73-2948
9	<b>不妊・不育治療 通院費助成事業</b>	特定不妊・不育治療の通院にかかる負担を軽減するため、通院費の一部を助成します。	特定不妊治療費助成事業(No.6)、または不育症治療費助成事業(No.8)の申請をされた方	1 申請につき 15,000 円	古川町 保健センター 0577-73-2948
10	<b>大人の風しんワクチン 予防接種費用 助成事業</b>	生まれてくる赤ちゃんを「先天性風疹症候群」から守ることを目的として予防接種(任意予防接種)費用の一部を助成します。	① 妊娠を希望する女性及びその夫または同居者で風しん抗体価の低い方 ② 妊婦(風しん抗体価が低い方)の夫または同居者で風しん抗体価が低い方	助成回数と助成額 【上限】8,000 円/回 1 人につき 1 回限り	古川町 保健センター 0577-73-2948

## 2. 子育て・教育

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
11	入園・入学準備品 支援事業補助金	子育て世代の経済的負担の軽減や子育て環境の充実を図るため、保育園、小学校、中学校、高等学校等へ入園、入学を迎える子を持つ市内の保護者に入園等の準備品にかかる費用を助成します。	【交付対象者】5月1日現在において本市に住所を有する次のいずれかに該当する保護者。 ① 市内に住所を有する年少児として保育園等の入園の認定があった園児又は小学校、中学校、高等学校、高等専門学校又は特別支援学校の小学部、中学部又は高等部の第1学年の保護者 ② 市内中学校又は特別支援学校中学部を卒業した高等学校、高等専門学校、高等専修学校又は特別支援学校高等部の第1学年の保護者 ■手続きについて：毎年度4月下旬に該当保護者にお知らせします。	【交付対象児・上限額・対象品目】 ○年少児・1万円 スモック・体操服類・昼寝用布団・通園バック・水着等 ○小学校等1年生・2万円 ランドセル・制服類・体操服類・スキー用品、ピアノカ等 ○中学校等1年生・6万円 制服類・体操服類・体育館シューズ・上履き等 ○高等学校等1年生・3万円 教科書・副教材・通学用カバン・制服類・作業服等	子育て応援課 0577-73-2458
12	子ども予防接種費 助成事業	次世代を支える子どもを病気から守り、子どもの健康維持及び健やかな成長を支援することを目的におたふくかぜと季節性インフルエンザの任意予防接種費用の一部を助成します。	【おたふくかぜ】1歳～中学3年生 【季節性インフルエンザ】妊婦/生後6ヵ月～高校3年生相当 いずれも接種当日、市内に住所を有する方	【助成回数・助成額】 おたふくかぜ 1回 2,700円/回 季節性インフルエンザ 2回 2,200円/回	古川町 保健センター 0577-73-2948
13	母乳育児相談費 助成事業	健やかな子育てを支援するため、母乳育児相談にかかる費用の一部を助成します。	市内に住所を有する1歳未満児の母親	受診票7枚を交付	古川町 保健センター 0577-73-2948
14	新生児聴覚検査費 助成事業	聴覚障害を早期発見するため、検査費用の一部を助成します。	市内に住所を有する保護者が出産した新生児	3,700円/回	古川町 保健センター 0577-73-2948
15	飛騨市育英基金 貸付制度	教育の機会均等のため、能力があるにもかかわらず経済的理由により就学が困難な方に、奨学金を無利子で貸与することにより、市の将来を担う人材育成を図ります。	① 保護者等が、市内に住所を有し、かつ市税等の滞納がない方 ② 学業成績が優秀な方 ※新入学1年目のみ、成績不問のチャレンジ枠に申し込みます。 ③ 世帯の所得が基準以下の方 ④ 高等学校以上の学校に在学している方 ⑤ 選考委員会により選考された方	【貸付期間】当該学校の正規の修業年限 【貸付月額】高校等は2万円以内 大学(短期大学及び大学院含む。)、高等専門学校及び専修学校、選考委員会が認めた学校(大学校など)は5万円以内 【チャレンジ枠】教育委員会が実施する面接あり。 (進学意欲の確認)	教育委員会 教育総務課 0577-73-7493
16	飛騨市育英基金貸 付制度の償還免除	家庭の経済的理由によらず、希望の道へ進学できる環境を支援するため、ひとり親世帯や生活保護世帯など、特に所得の低い世帯の育英基金貸付者に対し、貸付金の償還を免除します。	No.15 飛騨市育英基金貸付者の内下記の①～③のいずれかに該当し且つ、市が定める所得要件に該当する方 ① ひとり親世帯 ② 低所得者世帯 ③ 生活保護世帯	【全額免除】 卒業後、飛騨市の住民となり就労している方 【半額免除】 飛騨市以外の住民となり飛騨市外で就労している方 ※償還期間の短縮不可	教育委員会 教育総務課 0577-73-7493

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
17	児童・生徒就学援助制度	小中学校に就学する上で、経済的理由等により、学校での学習に必要な費用の支払い等が困難な方に対して、その費用の一部を助成します。	飛騨市内に住所を有し、小中学校に在学する児童・生徒の保護者で、下記条件に該当する方 ① 生活保護を受給の方 ② 市民税が非課税の方 ③ 国民年金又は国保料減免の方 ④ 児童扶養手当受給の方 他	【援助対象項目】 学用品費・通学用品費・体育実技用具費・新入学用品費・クラブ活動費・学校給食費・修学旅行費・校外活動費・生徒会費・PTA 会費・卒業アルバム代等 (各費用に上限額あり)	教育委員会 学校教育課 0577-73-7494
18	地域活性化人材育成支援事業	市の地域課題解決と地域活性化に主体的に取り組むことができる人材の確保と高等教育機関による専門的知識を得た者の市内定住及び市内就業を目的に、該当する学生にその修学に要する費用の一部を助成します。	地域課題解決能力の習得を目的に、市と連携協力に関する協定を締結した大学（指定大学）の指定学科で、市内就職の意向をもって修学中の学生 ① 大正大学 地域創生学部地域創生学科、社会共生物学部公共政策学科 ② 岐阜大学 地域科学部地域政策学科、地域科学部地域文化学科、その他の学部で地域課題解決について学ぶ学生であることを大学が認めた方	■年額 25 万円（大学の所定の修学年数を上限） ※ただし、指定大学を卒業できなかった場合、Uターン就職又はIターン就職しなかった場合、市内就職後3年以内に市外へ転出した場合、又は市内就職後3年以内に市内事業所及び市役所以外へ転職した場合には助成金の全額を市へ返納するものとする（雇用された法人内で異動する場合及び市内で起業した場合を除く。）。	地域振興課 0577-62-8904

### 3. 健康づくり・高齢者支援等

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
19	飛騨市歯周病検診事業	特定年齢の方に対し歯周病検診事業を実施することにより、歯周病の進行を抑制して、歯の喪失を予防し、健康で快適な生活が送れるよう支援します。	市内に住所を有し、当該年度内に 40 歳、45 歳、50 歳、55 歳、60 歳、65 歳、70 歳に到達する方	歯科検診費 4,000 円の助成 (個人負担 500 円あり)	古川町 保健センター 0577-73-2948
20	飛騨市成人肺炎球菌ワクチン接種費助成事業	肺炎球菌に起因する肺炎の発病及び重症化を予防し、高齢者等の健康の保持増進を図るため、任意成人肺炎球菌ワクチン予防接種費用の一部を助成します。	市内に住所を有し、次に該当する方 (※ただし、過去 5 年以内に予防接種を受けた方や、過去に定期で成人用肺炎球菌ワクチン予防接種を受けた方は除きます) ① 接種日において 75 歳以上の方 ② 慢性疾患等で肺炎球菌感染による危険度が高く、指定医が必要と認めた方	【限度額】 4,000 円 1 人につき 1 回に限り助成します。	古川町 保健センター 0577-73-2948
21	骨髄移植ドナー助成事業	ドナー登録の普及を図るため ① ドナー登録者が骨髄移植のために仕事を休まなければならない検査通院や入院に対して助成します。 ② ドナーを雇用している事業所に対しても助成します。	① 日本骨髄バンクが実施する骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業による移植用骨髄等の提供者（ドナー登録者） ② ドナーの骨髄等の提供が完了した日に、ドナーを雇用している事業所	認定施設への通院・入院に要する経費 【上限】 ① 1 日当たり 2 万円、最長 7 日間 ② 1 日当たり 1 万円、最長 7 日間	古川町 保健センター 0577-73-2948

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
22	がん検診事業	がん検診の受診促進を図り、がんの早期発見と正しい健康知識の普及浸透を図ります。	検診年度 3 月 31 日において下記の各年齢の方 子宮頸がん検診 20 歳 / 乳がん検診 40 歳 / 大腸がん検診 40 歳 胃がん検診（エックス線検査） 40 歳	自己負担分が無料	古川町 保健センター 0577-73-2948
23	国民健康保険 インフルエンザ 予防接種助成事業	国民健康保険加入者の疾病を予防するため、季節性インフルエンザの予防接種費用の一部を助成します。	接種日現在において、次に該当する飛騨市国民健康保険の被保険者（市の他の予防接種助成制度の対象となる方を除く） ・満 50～64 歳の方 ※市内の医療機関で予防接種を受けた場合に限りです	2,200 円	市民保健課 （市役所） 0577-73-7464
24	国民健康保険 人間ドック費用 助成事業	国民健康保険加入者の疾病の予防・早期発見（治療）のため、人間ドック受診費用の一部を助成します。	受診日現在において、次の全てに該当する飛騨市国民健康保険の被保険者 ① 満年齢が 35 歳以上であること ② 国民健康保険料を完納していること ③ 同一年度内に特定健診を受診していないこと ④ 人間ドックの検査結果を市に提供できること ⑤ 検査結果により特定保健指導の対象となるときは、市保健師による指導を受けること ※市外医療機関も対象となります。	16,000 円	市民保健課 （市役所） 0577-73-7464
25	雪下ろしサポートセンター事業	高齢者世帯等の雪害防止と生活の安全を確保するため、雪下ろしサポートセンターを総合窓口として開設し、雪下ろし作業及び雪下ろし費用の補助金申請までをワンストップで担うことにより、高齢者世帯の負担軽減を図っています。	自宅の雪下ろし、雪下ろし後の除排雪が困難な世帯で、近親者による雪下ろしの援助を受けることができない低所得世帯（市民税非課税又は均等割）で、次のいずれかに該当する世帯 ・満 65 歳以上の方のみの世帯 ・世帯主が身体障害者手帳（4 級以上）、療育手帳（B 1 以上）又は精神障害者保健福祉手帳（3 級以上）を所持している世帯 ・世帯主が要介護 3 以上の方の世帯 ・18 歳未満の児童を現に扶養している母子世帯	要件を満たすものとして事前に登録された方のお宅における年間 50,000 円分までの雪下ろしを「雪下ろしサポートセンター（吉城建設業協会）」が指定する建設業者等が実施します	地域包括ケア課 0577-73-6233
26	<b>拡充</b> 通院支援タクシー 助成事業	廃止された古川循環タクシーの代替として、古川町内の医療機関を受診した際のタクシー代の一部を支給します。	70 歳以上の高齢者や身体障がい者手帳所持者で古川町内医療機関を受診した後に、タクシーを利用される方 ・対象医療機関：古川町内医療機関（11 機関） ・対象タクシー会社：古川町内でタクシーを経営する事業者（2 社） ※乗車場所について、医療機関若しくは調剤薬局からの乗車に限っていましたが、令和 3 年度からは、医療機関受診後に買い物のために立ち寄った商店からの乗車などについても可能となりました。	1 回の受診につき「タクシー助成券（400 円分）」を 1 人当たり 1 枚、対象医療機関窓口にて支給します。	地域包括ケア課 0577-73-6233



No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
27	<b>拡充</b> <b>いきいき地域生活</b> <b>応援事業（旧健康増進事業）</b> ① いきいき券コース ② <u>バス利用券コース</u> ③ あんきな外出コース ④ いつまでも健康コース ※①②③④コースから選択	① いきいき券コース 地域の民間サービス等の活用を通じ、高齢者等の健康増進、自立した生活の支援を目的とし、温浴施設・タクシー・福祉有償運送・鍼灸マッサージ治療院・宅配弁当・市営バス「ひだまる」・粗大ごみ戸別収集・訪問理容・スキー場施設・市内の民間スポーツジム・市内の移動販売車・灯油宅配サービスの利用料金の一部を助成します。 ② バス利用券コース 市内で運行されている濃飛バス、ひだまるで利用可能なバス運賃の一部を助成します。 ③ あんきな外出コース 一人ひとりの身体状況に応じて外出支援器具の購入費助成を行います。 ④ いつまでも健康コース 元気づくりに関心のある元気な高齢者を対象に健康増進器具を支給します。	次のいずれかに該当する方（※①②③④コースから選択） ・満70歳以上の方 ・身体障害者手帳の交付を受けた方 ・療育手帳の交付を受けた方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方 ・要介護、または要支援と認定された方	① いきいき券コース 年間 100円×45枚 年度中に1回のみ （※①②③④コースから選択） ② <u>バス利用券コース</u> 年間 100円×48枚 年度中に1回のみ （※①②③④コースから選択） ③ あんきな外出コース ・ショッピングカート（キャリーカート） 又はシルバーカート（押し車） 実額の1/2【上限 10,000円】 ・伸縮ステッキ 実額【上限 4,500円】 （※①②③④コースから選択） ④ いつまでも健康コース ・活動量計（万歩計） ・ウォーキングポール 1セット ・血圧計 ・塩分測定器 ※ノルディックウォーキング講座やクアオルト講座へ参加すれば、まめとく健康ポイントの対象になります。 （※①②③④コースから選択）	地域包括ケア課 0577-73-6233
28	<b>家族介護応援</b> <b>手当事業</b>	在宅介護を家族によるインフォーマルケア（介護保険や公共サービスに該当しない支援）に対する給付と位置づけ、介護応援手当を交付します。	① 要介護3以上の要介護者を在宅で介護する方 ② 上記の方で、乳幼児の育児や、要介護2以下の要介護者又は障がい者のケアを併せて行っている方	① 1万円/月 ② [①]に5千円/月を加算	地域包括ケア課 0577-73-6233
29	<b>買い物お助け</b> <b>事業</b>	ホームセンターと運送会社が連携して行う日常生活用品等の有料宅配サービスを高齢者等が利用する場合に、料金の一部を助成します。	次のいずれかに該当する方が利用する場合 ・満70歳以上の方 ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方 ・要介護、または要支援と認定された方	1回につき配達料の1/2【上限500円/回】 ただし、助成は同一世帯への配達年6回分まで	地域包括ケア課 0577-73-6233

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
30	高齢者のお出かけ 安心支援事業（自 動車急発進等抑制 装置購入補助）	すでに所有されている自家用車に後付けのペダル 踏み間違い急発進抑制装置を購入、取付した際 に要した費用について、国補助金とは別に市補助 金を支給します。	後付けのペダル踏み間違い急発進抑制装置を購入（取付）した方で 次の全てに該当する方 ・65歳以上の市民であること（年度中に65歳になる方を含む） ・国のサポカー補助金の対象となる装置であること ・市内の販売店で購入（取付）したもの ・一般社団法人次世代自動車振興センターが認定した取扱事業者 で市内の販売店において購入（取付）したもの	後付けペダル踏み間違い急発進等抑制装置 ・障害物検知機能付き装置 4万円支給 ・障害物検知機能なし装置 2万円支給 ※国の補助金がある場合は、購入額から国の補助金 額を差し引いた残額分を上限とします。	地域包括ケア課 0577-73-6233
31	高齢者のお出かけ 安心支援事業（補 聴器購入補助）	高齢者が安心して外出できるよう補聴器購入費 用の一部を支給します。	購入時に満65歳以上で、中等度（40db以上70db未満）の難聴 の方が市内の販売店で購入したものであること ※障がい者の補装具給付制度の対象とならない中等度難聴者が対象 となります。	補聴器購入費の1/2（上限4万円）を支給	地域包括ケア課 0577-73-6233
32	水洗式ポータブルト イレ購入費助成事 業	在宅介護において、要介護者の自尊心を守り、 介護者の排泄介助の負担軽減に寄与する水洗 ポータブルトイレの導入促進を図るため、介護保険 の福祉用具購入費の保険給付について、法定基 準に市で上乗せして給付を行います。	要介護者及び要支援者の在宅介護において、水洗ポータブルトイレを 設置された方（ケアマネがケアプランに位置付けた場合）	福祉用具購入費用は、通常、1人年間10万円までが 保険給付の対象となりますが、飛騨市では1人年間 50万円までを保険給付の対象としています。 水洗式ポータブルトイレ購入額のうち50万円までは、 所得に応じて、その購入額の9割、8割又は7割を介 護保険で負担します。	地域包括ケア課 0577-73-7469
33	拡充 運転免許自主返納 者への支援事業	自ら運転免許を返納される方に対し、タクシーやひ だまる等で使用できる、いきいき地域生活応援事 業「いきいき券」若しくは市内で運行されているバス で利用できるバス利用券を、通常の支給に追加し て支給します。	70歳以上で自ら運転免許を返納された方	返納した日の属する年度から3年間、いきいき券 （100円券×45枚分）若しくはバス利用券（100円 券×60枚分）を支給します。（年度単位で選択可）	地域包括ケア課 0577-73-6233

## 4. 仕事

### （1）就職

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
34	就職奨励金	市内企業における雇用の確保を図る目的で市内 の事業所に就職(学卒・U I ターン就職者)された 方に対し、奨励金を交付します。	次のいずれかを満たし、市内事業所に1年以上常用労働者として勤務 し、引き続き本市民である意思を持つ方 ① 学卒者等就職者…中学校、高等学校、大学、各種学校及び職 業訓練所を卒業又は中退後、3年以内に飛騨市民として就職した 方 ② U I ターン就職者…飛騨市に転入と就職を1年以内に行い、就 職時の年齢が満45歳以下の方	① 学卒者等就職者 7万円 ② U I ターン就職者 5万円	商工課 0577-62-8901

(2) 起業・創業支援等 ※他市内商工団体・事業所等を対象とした補助制度は別途ありますので直接商工課へお問い合わせください。

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
35	起業化奨励金	本市を拠点とし新たな事業を創出する起業化を行い、かつ岐阜県制度融資「創業支援資金」を利用された方へ起業化奨励金を交付することにより、地域に根差した持続的な起業を後押しし地域経済の活性化を図ります。	飛騨市に拠点をおいて、新たな事業を創業・起業する個人、中小企業者等で、次の条件を全て満たす方。 ① 融資期間3年以上の岐阜県制度融資「創業支援資金」を利用していること。 ② 「創業支援資金」の借入から3年間の継続した営業が確認でき、今後も飛騨市内で営業を続ける意志があること。 ③ 「創業支援資金」の借入から毎年、飛騨市ビジネスサポートセンターの経営指導を受けていること。 ④ 販売する商品、サービス等が公序良俗に反しないこと。 ⑤ 市税等を完納していること。	「創業支援資金」融資の当初借入金額の2/3（上限100万円）を、借入から3年間経過後に奨励金として交付します。 【その他】 ・借入から3年間を経過した時点で正社員を1名以上雇用し、地域の雇用を創出している場合は上限額が150万円となります。 ・「創業支援資金」融資については、支払利子を3年間補給する市の「創業支援資金利子補給制度」を別途利用可能です。 ・起業前に飛騨市ビジネスサポートセンターへご相談の上お申し込みください。	商工課 0577-62-8901
36	飛騨市起業・事業拡大促進補助金	起業及び事業拡大に伴う販路開拓に取り組む事業者の方へ、広告宣伝費の一部を補助することにより新事業のスタートを円滑化させ、もって事業の安定化を図ります。	市内にて営業する店舗又は事務所を有する商工業者等で、次の条件をすべて満たす方。ただし、大規模店舗、フランチャイズ店舗等は除きます。 ① 起業もしくは事業拡大に関し、飛騨市ビジネスサポートセンターの相談及び指導を受けていること。 ② 販売する商品、サービス等が公序良俗に反しないこと。 ③ 市税等を完納していること。	補助対象経費の10分の10（上限10万円）	商工課 0577-62-8901
37	空き店舗改修補助金	市内における空き店舗等の流動化を促進し、商業振興、地域活性化を図るため、市内空き店舗等の所有者が、店舗を増改築又はリフォームし、賃貸店舗とした場合、その改修費用の一部を補助します。	次の要件を満たす方 ① 空き店舗等の所有者等で、当該空き店舗等を賃貸店舗として活用するために改修工事を行う方（個人から空き店舗等を購入して賃貸を行う、市内の宅地建物取引業者を含む。） ② 補助を受けた日から5年間は、転売又は2親等以内の親族に賃貸しない方 ③ 市税等を滞納していない方 ④ 暴力団の構成員及び暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属していない方 ⑤ 飛騨市の改修補助金の交付を受けていない方 ⑥ 10万円以上(税込)の工事 ⑦ 市内の事業者等と契約する工事	10万円以上の事業で補助対象経費の1/2以内（上限150万円、下限5万円）	商工課 0577-62-8901

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
38	勤労者生活安定 資金融資制度	市内居住の勤労者に生活安定資金(調達が一時的に困難な資金)を融資することで生活安定を図り、住民福祉の向上を図ります。	次の要件を全て満たす方 ① 1年以上市内に居住している勤労者で、同一事業所に1年以上継続勤務している20歳以上の方 ② 前年収入が150万円以上400万円以下で自営業者でない方 【資金使途】教育・医療・介護・出産・育児・自動車関係資金	【融資限度額】200万円以内/世帯 【償還期間】 教育 15年以内 ① 医療・介護・自動車 10年以内 ② 出産・育児 5年以内 【利率等】 ・東海ろうさんの店舗表示金利より0.3%引き下げ ・保証料は東海ろうさんが全額負担・担保不要	商工課 0577-62-8901

### (3) 農林業

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課									
39	野生動物侵入防止 施設補助金	農作物等への被害を軽減し、農地等の適切な管理を支援するため、野生動物侵入防止柵や鳥獣撃退器の設置にかかる経費を補助します。	補助金交付対象事業を実施できる個人、法人又は団体	施設購入費の1/2以内 【限度額】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設内容</th> <th>個人</th> <th>法人又は団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>野生動物侵入防止柵</td> <td>10万円</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>鳥獣撃退器</td> <td>6万円</td> <td>15万円</td> </tr> </tbody> </table>	施設内容	個人	法人又は団体	野生動物侵入防止柵	10万円	200万円	鳥獣撃退器	6万円	15万円	農業振興課 0577-73-7466
施設内容	個人	法人又は団体												
野生動物侵入防止柵	10万円	200万円												
鳥獣撃退器	6万円	15万円												
40	狩猟者育成事業 補助金	有害鳥獣を捕獲する後継者の育成を促進することで有害鳥獣対策の強化を図ります。	新たに第1種銃猟免許を取得し、有害鳥獣捕獲に協力する意志のある方	取得経費の1/1以内 【限度額】新規取得者50万円	林業振興課 0577-62-8905									
41	がんばる農業応援 事業費補助金	農業所得の向上を目指す市内農業従事者が行う新たな取組、規模拡大に要する経費を補助します。	前年における農業生産物の総販売額が50万円以上であり、交付申請時の満年齢が65歳未満の市内農業従事者または、農業者の組織する団体	対象経費の1/3以内 【限度額】100万円	農業振興課 0577-73-7466									
42	中高年帰農者 支援事業費補助金	新規で農業を始める中高年の帰農者に、農機具や施設等を導入するために要する経費を補助します。	3年以上農業に従事することを約し、市内で新たに自営就農した45歳以上75歳未満の帰農者の方で出荷組合等に所属される方	対象経費の1/3以内 【限度額】50万円 1件10万円以上の経費を対象	農業振興課 0577-73-7466									
43	中高年帰農者 就農給付金	新規で農業を始める中高年の帰農者に給付金を設けることで、担い手の確保に繋がります	新規で農業を始める45歳以上75歳未満の方で、出荷組合等に所属している方。	就農後3年以内 50万円	農業振興課 0577-73-7466									
44	新規 中高年帰農者水稲 応援事業費補助金	自分で耕作している農地以外に他人から農地を借りて水稲耕作を行う方に対して、水稲に係る農機具を購入する際に要する経費を補助します。	45歳以上75歳未満の方で、令和3年4月1日以降に利用権設定等を行い、1筆以上かつ5a以上の農地を借りて水稲耕作を行う方。	対象経費の1/3以内 【限度額】50万円	農業振興課 0577-73-7466									

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課																								
45	<b>拡充</b> <b>小規模基盤整備</b> <b>事業補助金</b>	<b>【大区画化支援】</b> 隣接農地の畦の除去や敷高の調整により、10a以上の圃場拡大に要する費用の一部補助。	圃場の大区画化を行なう耕作者及び所有者	補助率：地域の担い手 3/4、担い手以外 1/2、地域の担い手に貸す者 3/4 ※ただし、中山間協定農用地内では担い手の有無にかかわらず 3/4 <table border="1"> <thead> <tr> <th>圃場高低差</th> <th>委託施工</th> <th>自主施工</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.0m～0.3m 未満</td> <td>218,000</td> <td>58,000</td> </tr> <tr> <td>0.3m～0.6m 未満</td> <td>369,000</td> <td>116,000</td> </tr> <tr> <td>0.6m～0.9m 未満</td> <td>559,000</td> <td>191,000</td> </tr> <tr> <td>0.9m～1.2m 未満</td> <td>762,000</td> <td>276,000</td> </tr> <tr> <td>1.2m～1.5m 未満</td> <td>983,000</td> <td>376,000</td> </tr> <tr> <td>1.5m～1.8m 未満</td> <td>1,230,000</td> <td>494,000</td> </tr> <tr> <td>1.8m 以上</td> <td>1,489,000</td> <td>620,000</td> </tr> </tbody> </table> ※表は 10 アールあたりの限度額 単位:円	圃場高低差	委託施工	自主施工	0.0m～0.3m 未満	218,000	58,000	0.3m～0.6m 未満	369,000	116,000	0.6m～0.9m 未満	559,000	191,000	0.9m～1.2m 未満	762,000	276,000	1.2m～1.5m 未満	983,000	376,000	1.5m～1.8m 未満	1,230,000	494,000	1.8m 以上	1,489,000	620,000	農業振興課 0577-73-7466
		圃場高低差	委託施工	自主施工																									
		0.0m～0.3m 未満	218,000	58,000																									
		0.3m～0.6m 未満	369,000	116,000																									
0.6m～0.9m 未満	559,000	191,000																											
0.9m～1.2m 未満	762,000	276,000																											
1.2m～1.5m 未満	983,000	376,000																											
1.5m～1.8m 未満	1,230,000	494,000																											
1.8m 以上	1,489,000	620,000																											
<b>【環境改善支援】</b> 給排水設備(水路・排水路・暗渠等)の布設により農業生産性の向上に資する工事に要する費用の一部補助。	圃場環境の改善を行なう耕作者及び所有者	補助率：給排水設備の布設に要する経費の 1/2 ※いずれも工種により上限あり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事内容</th> <th>単位</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>暗渠パイプ布設工</td> <td>m</td> <td>6,000</td> </tr> <tr> <td>床掘排水路工</td> <td>m</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>給・排水施設工 (ベンチフリューム布設)</td> <td>m</td> <td>7,000</td> </tr> <tr> <td>給・排水施設工 (U型側溝布設)</td> <td>m</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td>給・排水管布設工</td> <td>m</td> <td>500</td> </tr> </tbody> </table> 単位:円 ※補助合計額に千円未満の端数が出る場合は切捨。	工事内容	単位	上限額	暗渠パイプ布設工	m	6,000	床掘排水路工	m	500	給・排水施設工 (ベンチフリューム布設)	m	7,000	給・排水施設工 (U型側溝布設)	m	4,000	給・排水管布設工	m	500									
工事内容	単位	上限額																											
暗渠パイプ布設工	m	6,000																											
床掘排水路工	m	500																											
給・排水施設工 (ベンチフリューム布設)	m	7,000																											
給・排水施設工 (U型側溝布設)	m	4,000																											
給・排水管布設工	m	500																											
<b>【土壌改良支援】</b> 土壌改良材の投入による不作付地又は 1 号遊休農地の復旧費用の一部補助。	2 年以上作付けのされていない不作付地又は 1 号遊休農地の復旧を行う耕作者及び所有者	補助率：土壌改良材の投入に要する経費の 1/2 <b>【限度額】10 アールあたり 12,500 円</b>																											
<b>【鳥獣被害復旧支援】</b> 野生動物による被害により営農に支障がある場合農地法面、畦畔の復旧に伴う工事に要する費用の一部補助	復旧工事を行なう耕作者及び所有者	補助率：工事に要する経費の 1/2 <table border="1"> <thead> <tr> <th>委託施工</th> <th>自主施工</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7,000</td> <td>3,500</td> </tr> </tbody> </table> ※表は 1 m あたりの上限額 単位:円	委託施工	自主施工	7,000	3,500																							
委託施工	自主施工																												
7,000	3,500																												

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
46	<b>拡充</b> 農業研修生に対する住居費の支援	就農を目指して飛騨市へ移住された農業研修者の経済的な不安を軽減するため、家賃の半額を補助します。	県が定める研修施設及びあすなる農業塾にて農業研修を行うために、市外から飛騨市に移住され、賃貸住宅に入居した方。	家賃から住居手当その他の家賃支払いに充当される手当などを控除した額の1/2。	農業振興課 0577-73-7466
47	<b>地域米ブランド化支援事業補助金</b>	水稻生産者の所得向上のため、市内で収穫された主食用米のブランド化に必要な経費を補助します。	飛騨市産米の商品化に取り組む、飛騨市産米を生産又は販売する個人又は団体	対象経費の1/2以内 【限度額】20万円	食のまちづくり 推進課 0577-62-9010
48	<b>新規</b> ごはんソムリエ養成事業補助金	国内でも良質なお米と評価されている飛騨市産米の更なる認知度向上に向け、ご飯に関する幅広い知識を有する「ごはんソムリエ」の資格取得に要する経費を補助します。	市内に住所を有し、公益財団法人日本炊飯協会が認定する「ごはんソムリエ」の資格試験を受験される方。	対象経費の10/10 【限度額】32万円	食のまちづくり 推進課 0577-62-9010
49	<b>新規</b> 地域米高品質化支援補助金	美味しいお米作りに対する意欲向上と、市内生産米の更なる高品質化に向け、主食用米を一堂に集め、その優劣を定める品評会に出品するために必要な経費を補助します。	市内に住所を有し、市内の圃場で生産した主食用米を品評会に出品する個人、法人又は団体で、飛騨市が主催する美味しいお米作りのための講習会に必要な数参加された方。	対象経費の10/10 ・米コンビだの場合は限度額5万円 ・米・食味分析鑑定コンクール国際大会の場合は限度額1万円	食のまちづくり 推進課 0577-62-9010

#### (4) 医療・介護・福祉

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
50	<b>飛騨市出身医療・介護総合人材バンク事業</b>	大学、専門学校等で学ぶ学生をはじめ市外（高山市を除く）遠方で働いている飛騨市出身の医療・介護の専門職員を市として積極的に把握し、地域の就労情報を提供するなど、飛騨市との関係を継続的に構築します。	【対象職種】医師、看護師、保健師、助産師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、臨床工学技士、公認心理師、臨床心理士、介護福祉士  【対象者】 市外の遠方で働く医師、医療・介護専門職又はそれらの専門職を目指す学生の方	医療・介護総合人材バンク登録者に次の報償品を呈する。 ① 医師 バンク登録時に3万円を超えない範囲で購入できる市の特産品又は市内商品券 ② 医療専門職及び介護専門職 バンク登録時に5万円を超えない範囲で購入できる市の特産品又は市内商品券 ③ 医師を目指す学生 バンク登録から在学している期間中、毎年度1回額面2万円相当の図書カード ④ 医師以外の資格を目指す学生 バンク登録から在学している期間中、毎年度1回額面1万円相当の図書カード	地域包括ケア課 0577-73-6233

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
51	市内既存医療機関への常勤医師就業奨励金	現在の市内民間医療機関の医療機能を維持・確保にあたり、医師を招聘するため、市外で就業している医師が市内医療機関に常勤医として勤務する場合に奨励金を交付します。	市内の民間医療機関に常勤医として勤務又は院長等として就任する市外で就業している医師の方	奨励金として 300 万円 ※2 年間を超えて就労すること ※就任後 6 月以内に申請	地域包括ケア課 0577-73-6233
52	医療・介護専門職 U・I ターン就職奨励金	市内の医療、介護、福祉機関等に勤務する医療・福祉分野の専門有資格者を確保し、安定的な医療・福祉サービスを提供します。	【対象職種】看護師、保健師、助産師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、臨床工学技士、公認心理師、臨床心理士、介護福祉士、社会福祉士、大学・養成校における介護学科等卒業（無資格）の介護従事者 【対象者】 U I ターンにより飛騨市、高山市及び富山市に転入して市内の医療機関や福祉機関（市の直営する機関も含む。）に就職する上記職種の有資格者の方	奨励金 ・市内居住者 10 万円 ・高山市又は富山市の居住者 5 万円 ※1 年以内に転職又は退職した場合は返還 ※就職後 6 月以内に申請 ・介護学科等卒業（無資格）の介護従事者が卒業後 4 年以内に介護福祉士を取得した場合 15 万円	地域包括ケア課 0577-73-6233
53	U・I ターン等医療・介護専門職賃貸住宅家賃補助事業	市内の医療、介護、福祉機関等に勤務する医療・福祉分野の専門有資格者を確保し、安定的な医療・福祉サービスを提供します。	【対象職種】看護師、保健師、助産師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、臨床工学技士、公認心理師、臨床心理士、介護福祉士 【対象者】 引き続き本市に居住する意思のある転入者（転入から1年を経過していない方）で、上記職種の有資格者で、常勤の専門職員として市内の医療機関や福祉機関（市の直営する機関は除く。）に勤務する方又はその方と同居する方	月額家賃から住居手当等除いた額を対象経費に上限月 1 万円 【交付期間】36 ヶ月	地域包括ケア課 0577-73-6233
54	U・I ターン医療・介護・保育専門職員就職準備金貸付事業	市内の医療、介護、福祉機関等に勤務する医療・福祉分野の専門有資格者を確保し、安定的な医療・福祉サービスを提供します。	【対象職種】看護師、保健師、助産師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、臨床工学技士、公認心理師、臨床心理士、介護福祉士、保育士 【対象者】 ・U I ターンにより飛騨市、高山市及び富山市に転入して市内の医療機関や福祉機関（市の直営する機関も含む。）に常勤の専門職員として就職する上記職種の有資格者の方 ・市内医療福祉機関に再復帰する潜在看護師の方（1 年以上離職しており、県ナースセンターに届け出ている方）	貸付金 20 万円 （夜勤をする場合さらに 10 万円加算） 貸付期間 2 年間、市内の医療・介護・福祉機関等に勤務することで償還を免除	地域包括ケア課 0577-73-6233
55	医療・介護等学生の市内医療・介護機関等アルバイト及び実習奨励事業	医療・介護等学生の地元就職を推進するため、市内医療・介護機関等での勤務を実際に体験することを主眼に同機関等での実習又はアルバイトを奨励し、市内の医療機関勤務に向けた興味関心を喚起します。	医療介護等の学生で市内の医療・介護機関等で専門職の補助業務等のアルバイト又は実習等を 5 日以上行う方 ※医療介護等学生：次の資格取得を目指して就学している学生の方 看護師、保健師、助産師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、臨床工学技士、公認心理師、臨床心理士、介護福祉士、保育士	1 回のアルバイト又は実習日が 5～9 日 1 万円 1 回のアルバイト又は実習日が 10 日以上 2 万円	地域包括ケア課 0577-73-6233

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
56	医師養成資金貸与事業	市内の医療機関等の医師を確保し、安定的な医療を提供します。	医学部医学科に在籍する学生で、将来市内の医療機関等で内科、外科、整形外科、小児科等の医師として勤務しようとする方	入学時 30万円 修学期間中 月 20万円 貸与期間 6年を限度 貸与期間の1.5倍の間、市内の医療機関等に勤務することで償還を免除	地域包括ケア課 0577-73-6233
57	看護師等修学資金貸与事業	本市の開設する医療機関等の看護師を確保し、安定的な医療を提供します。	看護師、保健師等の大学・養成施設に在籍する学生で、将来本市の開設する医療機関等で勤務しようとする方（卒業後3年6月以内に市内の医療・介護機関等に看護師として就職する方であること）	修学期間中 月 10万円 貸与期間 大学4年、養成施設3年貸与期間の1.5倍の間、本市の開設する医療機関等に勤務することで償還を免除 ※貸付にあたり、市内就業を約束するものではありません。	地域包括ケア課 0577-73-6233
58	専門分野外の学び及び資格取得推進事業	多職種連携による市民への医療・介護サービスの質の向上のため、個人的に自身の専門職種以外の職種の資格取得や研修を受講することを推進します。	自身が現に勤めている専門分野以外の他分野の専門知識の習得又は資格の取得のため、休日等勤務先の業務の扱いではなく個人の意思によって必要な研修又は通信講座を受講する学びの意欲のある市内の医療・介護機関等に勤務する医療・介護等専門職員の方	受講する研修の参加費用や交通費の1/2の額 (1個人年間3万円を上限)	地域包括ケア課 0577-73-6233
59	潜在看護師の職場復帰に向けた看護現場見学体験支援事業	潜在看護師の掘り起こしにより不足する市内の医療福祉現場の看護師を確保するため、岐阜県ナースセンターを通じて市内の医療・福祉機関の看護現場を見学しようとする潜在看護師に対し見学奨励金を交付します。	岐阜県ナースセンターを通じ、市内医療・福祉機関等での看護現場を見学する潜在看護師の方 (1年以上離職しており、県ナースセンターに届け出ている方)	・1つの施設等を見学につき5,000円 (3箇所までを上限とする。) ・見学に際し、一時保育等子どもの預かりサービス等を利用する場合の費用について5,000円を上限に係る費用を助成する。	地域包括ケア課 0577-73-6233
60	潜在看護師の市内医療・介護機関等アルバイト奨励事業	潜在看護師の現場復帰に向けた支援をするため、市内医療・介護機関等での勤務を実際に体験することを主眼に同機関等でのアルバイトを奨励し、看護師としての現場復帰を支援します。	潜在看護師で市内の医療・介護機関等で看護や介護等専門職の補助業務等のアルバイトを5日以上行う方	1回の実習日数5～9日 1万円 1回の実習日数10日以上 2万円	地域包括ケア課 0577-73-6233
61	潜在看護師就職準備金貸付事業	市内の医療、介護、福祉機関等に勤務する潜在看護師の職場復帰を支援し、安定的な医療・福祉サービスを提供します。	市内医療福祉機関に常勤の正規職員（市職員についてはフルタイムの会計年度任用職員を含む。）の看護師として再復帰する潜在看護師の方 (1年以上離職しており、県ナースセンターに届け出ている方)	貸付金 20万円 (夜勤をする場合さらに10万円加算) 貸付期間 2年間 市内の医療・介護・福祉機関等に2年間勤務することで償還を免除	地域包括ケア課 0577-73-6233
62	新規看護師スキルアップ支援事業	市内の医療、介護、福祉機関等に勤務する准看護師の方で、看護師資格を取得する学費を支援し、専門職員への更なるスキルアップを支援します。	現に市内の医療、介護、福祉機関等に勤務している准看護師でスキルアップのため看護師資格取得を目指して養成校等へ入校し、資格取得後も市内で看護師として就業されている方	看護師資格取得のための入学金、学費（通信等含む）、交通費等の1/2の額で上限50万円 看護師免許取得後に交付 ※市内の医療・介護・福祉機関等に看護師として3年以上勤務しなかった場合は返還	地域包括ケア課 0577-73-6233



No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
63	<b>シニア介護職 就職奨励金事業</b>	シニア層の方々が人手不足の市内介護事業所で働くことを奨励し、求められる人材として日々ハリを持って働くことで、自らの介護予防にもつなげながら、シニア層の介護就業促進を図ります。	60歳代で市内の介護事業所・養護老人ホームへ介護職員として就職（雇用保険適用者、社会保険適用者として）した方（事務や送迎員等は除く。） ※介職職員経験介護職員未経験者又は介護職員経験者で介護職員として再就労するまで6ヶ月就労していなかった方 ※申請時点で飛騨市内の事業所に3ヶ月以上雇用されており、その後1年以上は同事業所に配属される見込みのある方	奨励金5万円（社会保険適用者） 3万円（雇用保険適用者）	地域包括ケア課 0577-73-6233
64	<b>介護職員初任者 研修費助成事業</b>	民間事業者が実施する介護職員初任者研修（市で実施する研修を除く。）を受講し、市内の介護サービス事業所等に就職する方に受講費の一部を助成します。	市内に住所を有している方で、研修修了後12ヶ月以内に市内の介護サービス事業所等へ勤務する方	研修受講費用の1/2の額で上限5万円 ※ひとり親家庭の親、ひきこもり支援を受けている方は7万円を上限に受講費用全額	地域包括ケア課 0577-73-6233
65	<b>介護福祉士実務者 研修費用支援事業</b>	介護福祉士実務者研修を受講し、介護の専門資格を取得する介護未経験者を支援します。	介護福祉士実務者研修を受講する介護未経験者（医療・介護機関等に勤務していない者に限る。）の方 ※医療介護機関等に勤務している方で、勤務先の事業所が受講費用を負担した場合は、その雇用先事業所へ補助します。	7万円を上限に支払った受講費用分	地域包括ケア課 0577-73-6233
66	<b>ひとり親家庭 介護職資格取得 支援事業</b>	ひとり親家庭における介護就労を奨励するため、下記のとおり資格取得支援を行います。介護の専門資格の取得を支援することで安定的な職を確保するとともに生活安定を図りつつ、不足する市内の介護人材の確保につなげます。 ① 介護福祉士実務者研修資格取得支援 ② 市実施介護職員初任者研修資格取得支援 ③ 求職者訓練等介護職員初任者研修資格取得支援	ひとり親家庭の保護者で右の3つの支援策にある資格取得研修に参加する方 ① 介護事業所に勤務しながら介護福祉士の資格取得をめざす方で雇用事業所での資格取得に係る勤務時間の配慮で勤務時間の軽減が図られ給与や賃金が軽減となっている方 ② 一般に就労しながら市で実施する介護職員初任者研修を受講する方でスクーリング受講に際し託児等を行う方又はスクーリング受講に係り無給休暇等をもって受講する方 ③ 国の求職者支援制度による職業訓練として介護職員初任者研修を受講し、職業訓練受講給付金の支給を受け、かつ、労働金庫における求職者支援融資を受けた方	①勤務時間の軽減により減額となる賃金等分※介護福祉実務者研修学習期間中（最長6か月）において月額2万円を上限 ②スクーリング受講に際し託児等に係る費用分及びスクーリング受講のため無給休暇をとる等そのことによる賃金減額分賃金等減額分※スクーリング受講日ごとに8千円を上限 ③融資により借り入れた債務相当額（月借入額（5万円を上限）に借入月数を乗じた額）	地域包括ケア課 0577-73-6233
67	<b>介護福祉士を目指す 学生へのアパート 等家賃補助</b>	介護福祉士を目指す学生への家賃を支援し、卒業後、市内で就業する介護福祉士の人材の確保につなげます。	国家資格である介護福祉士の取得を目指して、大学や専門学校に就学中の方で、卒業後に市内の医療・介護・福祉機関等で介護福祉士として就業する意向を持っている方	就学期間中のアパート代等の家賃の1/2の額（月3万円を上限とし、24分まで） 卒業後、3年半以内に市内の医療・介護・福祉機関等に介護福祉士として、3年間勤務しなかった場合は返還	地域包括ケア課 0577-73-6233

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
68	<b>介護支援専門員就職奨励金事業</b>	市内事業所の介護支援専門員（ケアマネ）を確保し、介護サービス利用の安定的な運営を行います。	市が指定する介護保険サービス事業所へケアマネとして新たに採用となった方 ※同一法人内での人事異動等による配置換え等は対象外	就職奨励金 3万円	地域包括ケア課 0577-73-6233
69	<b>介護支援専門員資格取得受講支援事業</b>	不足する介護支援専門員の確保にかかり、資格取得者自体を増やしていくため、資格取得への後押し支援と資格取得後の市内就業推進のための支援を行う	市内に住所を有し、介護支援専門員実務者研修受講試験に合格した方で、市からの就職情報等の連絡を受けることに同意する方	受験に際した経費への支援相当金として定額 5 千円	地域包括ケア課 0577-73-6233
70	<b>新規 私立保育園保育士 U・I ターン就職奨励金事業</b>	市内の私立保育園に正規雇用保育士として就職される方を支援し、私立保育園の保育人材の確保につなげます。	U I ターンにより飛騨市、高山市及び富山市に転入して市内の私立保育園に保育士として正規雇用として就職する方	奨励金 10 万円	子育て応援課 0577-73-2458
71	<b>新規 私立保育園保育士 賃貸住宅家賃補助事業</b>	市内の私立保育園に正規雇用保育士として就職される方を支援し、私立保育園の保育人材の確保につなげます。	市内の私立保育園に保育士として正規雇用として就職する転入してから1年を経過していない方	賃貸住宅の月額家賃から住居手当等を除いた額 (月 3 万円を上限とし、36 月分まで)	子育て応援課 0577-73-2458

## 5. 住宅

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
72	<b>住宅新築・購入 支援助成金</b>	市内での定住を促し、人口減少の緩和を図るために、市内に住宅を新築又は購入される方に助成金を交付します。	飛騨市内に定住する目的で住宅を取得する方 (契約を締結し取得の手続きを終えた住宅が対象) 但し、取得期間は R3.4.1 から R6.3.31 まで	次に示す基本額・加算額のうち、対象者が該当する金額を合計した額（最大 230 万円） ■基本額（土地購入費を含む） ①住宅取得額 1 千万円未満 10 万円 ②住宅取得額 1 千万円～2 千万円未満 20 万円 ③住宅取得額 2 千万円以上 30 万円 ■加算額 ①転入世帯 50 万円 (単身赴任で転出している場合を除く) ②市内業者の新築施工 30 万円 (建売住宅購入を含む) ③移住世帯の住宅改修 工事費の 1/3 (上限額 150 万円)	都市整備課 0577-73-0153

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
73	景観形成地区 建築物等助成制度	歴史と自然に育まれた飛騨市らしく良好で落ちつきがある都市景観を保全することにより魅力的なまちづくりを推進し、もって後世に残し伝えて行くため補助金を交付します。	① 古川町歴史的景観地区、神岡町自然景観融和地区の2地区の中で、景観建築物の新築または、改修等を実施される方 ② 都市景観審議会において審査を経たもの	整備経費の1/4以内 【限度額】建物 40万円 外構 10万円 広告物 2.5万円	都市整備課 0577-73-0153
74	ひとり親家庭住宅 支援事業	ひとり親家庭において、住宅家賃等の経済的負担を軽減し、安心して子育てができるよう以下の支援を行います。 ①特定公共賃貸住宅を安い家賃で提供 ②民間賃貸住宅の家賃の一部を住宅所有者等へ補助	高校生相当以下の子を養育しているひとり親世帯で児童扶養手当の支給を受けている方	ひとり親家庭を支援する住宅として、市が登録した住宅の所有者等に対して当該家賃との差額を補助します。 ①公営住宅相当の家賃を超える額 ②月額家賃が35,000円を超える額 (上限額 20,000円/月)	都市整備課 0577-73-0153
75	拡充 住宅・建築物等 耐震化促進事業	地震に強いまちづくりを推進するため、市内建築物等の耐震診断及び耐震補強工事に係る経費の一部を補助します。	① 木造住宅耐震診断事業 木造住宅の耐震診断をされる方 ② 木造住宅耐震補強工事費補助事業 (一般補強：Isw1.0 簡易補強：Isw0.7) S56年5/31以前に建築された建物で、①の耐震診断後に補強後の評点が1.0以上または、0.7以上となる耐震補強工事をされる方 ③ 木造住宅耐震補強工事費補助事業(耐震シェルター設置) S56.5.31以前に建築された建物で、①の耐震診断後に耐震シェルターを設置される方 ④ 建築物耐震診断事業 木造住宅以外の建築物の耐震診断を実施される方 ⑤ 特定建築物耐震補強工事費補助事業 S56.5.31以前に建築され、3階建て以上かつ床面積1,000㎡以上の建築物を耐震補強される方 ⑥ 避難所等建築物耐震補強工事費補助事業 飛騨市地域防災計画に避難所等と位置付けられた医療機関・集会場等で、S56年5/31以前に建築された建築物を耐震補強される方	① 全額行政負担(自己負担なし) ② 120万円を限度に補助 ③ 30万円を限度に補助 ④ 耐震診断費用の2/3以内 【限度額】100万円 (事業費算定上の単価限度あり) ⑤ 補強工事費用 (延面積×51,200円を限度)×0.23 ⑥耐震補強工事費用 (延面積×51,200円、限度額1,500万円) の2/3以内	都市整備課 0577-73-0153
76	ブロック塀等 撤去補助制度	地震災害におけるブロック塀等の倒壊による被害を防止し、安全なまちづくりを推進するため、「道路に面して設置されたブロック塀等」の撤去を行う所有者に対して補助金を交付します	次の要件を満たす方 ① 補助を受けようとする方及び同居の親族が飛騨市内に住民登録し、市税等を滞納していない方 ② ブロック塀等が市内に在し、所有者が実施する事業であること ③ 道路面から高さ60センチメートルを超えるブロック塀等であること ④ 市内業者の施工によるもの ⑤ 不特定の者が使用する道路及び通路に面していること	ブロック塀の撤去に係る費用の2分の1以内の額 (上限30万円を限度) ※消費税及び地方消費税の額を含む	都市整備課 0577-73-0153

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
77	建築物アスベスト対策事業補助金	建築物でアスベストによる健康被害を予防し、生活環境の保全を図るため、建物のアスベスト含有調査及びアスベスト除去等を行う経費を補助します。	① 所有又は管理する建築物の吹付け建材について、アスベスト含有の有無に係る調査を行う場合 ② 建築物内の吹付けアスベストの除去を行う場合	①分析機関に支払う費用(消費税を除く) 【限度額】25万円/1棟 ②アスベスト除去等費用(消費税を除く)の2/3以内【限度額】200万円/1棟	都市整備課 0577-73-0153
78	住宅リフォーム補助金	市内に居住している個人住宅において、省エネや安全対策などのリフォームに対し支援します。	下記の住宅リフォームを行う方【令和5年度まで】 ① 市内で居住している個人住宅のリフォーム ② 市内業者が施工する工事 ③ リフォームに要する費用が10万円以上の工事 ④ R2 緊急経済対策住宅リフォーム補助を受けていないこと	・対象工事費が100万円以下の場合は1/5(上限額20万円) ・対象工事費が100万円を超える場合は1/3(上限額50万円)	都市整備課 0577-73-0153
79	水洗便所等改造資金融資あっせん助成制度	排水設備工事や水洗便所改造工事を行う方に対し、融資あっせん及び利子補給を行い、水環境の改善や公衆衛生の向上を図ります。	次の要件を満たす方 ① 処理区域内にある建築物の所有者 ② 市税、下水道受益者負担金等を滞納していないこと ③ 処理区域となって3年以内に改造工事を行う方 ④ 融資を受けた資金の償還能力がある方 ⑤ 市内に居住する連帯保証人(1人以上)を選出	融資あっせんは200万円以内(R3年の利率：年2.30%) 利子補給は融資を受けた利子の1/2	水道課 0577-73-7484
80	合併処理浄化槽設置整備事業補助金	生活排水による河川の水質汚濁を防止し、環境の保全を図るため、対象地域内の居住用住宅で50人槽以下の合併処理浄化槽を設置される方に対し、補助金を交付します。	下水道集合処理区域外に居住し、次のいずれかに該当する方 ① 現在汲み取り式か単独処理浄化槽をご使用で、新たに合併処理浄化槽を設置する方。 ② 家屋を新築または増築する際に合併浄化槽を設置する方。 ※ただし既に合併処理浄化槽が設置された家屋の建替えや増築時の入替え、下水道集合処理区域内から転居したなどは対象外	【限度額】5人槽以下 35.2万円 6～7人槽 44.1万円 8～50人槽以下 58.8万円	水道課 0577-73-7484
81	いきいき住宅改善事業補助金	要援護高齢者等又は重度身体障がい者と同居する世帯に対し、住宅改善の資金を助成します。  在宅での自立生活の促進や家族の負担軽減、居住環境の向上を図ります。	当該世帯の生計中心者における前年度所得税課税年額が7万円以下で、次のいずれかに該当する方 ・65歳以上の在宅要援護高齢者(障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準のランクA、ランクB若しくはランクCに該当する方) ・認知症高齢者の日常生活自立度判定基準のランクII a以上に該当する方(ただし、65歳未満は初老期認知症該当の方) ・6歳以上の身体障害者手帳所持者で、下肢、体幹若しくは視覚に1級又は2級の障害を有する方	【限度額】75万円 (介護保険給付分を含む) (重度障がい者日常生活用具給付分を含む)	地域包括ケア課 0577-73-7469  障がい福祉課 0577-73-7483

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
82	高齢者等屋根融雪等整備事業補助金	65 歳以上の高齢者世帯や障害を持つ方の世帯において、自宅家屋の屋根を融雪式や落雪式等の屋根に改修し、雪下ろしの心配をなくそうとする方に対し、その工事費の一部を助成します。	<p>自宅の屋根を融雪式・落雪式・高床式・耐雪式の屋根に改修を行う次のいずれかに該当する世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・満 65 歳以上の世帯</li> <li>・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた世帯</li> <li>・要介護、または要支援と認定された世帯</li> </ul>	<p>対象経費の 2 分の 1 の額を助成 生計中心者の所得に応じて 【限度額】 50 万円・40 万円・30 万円・20 万円</p>	<p>地域包括ケア課 0577-73-6233</p>
83	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">拡充</div> 空き家等賃貸住宅改修事業補助金	<p>市内における空き家等の流動化を促進し、定住促進、地域活性化等を図るために、空き家所有者等が、当該空き家等を改修工事して賃貸住宅にする経費及び、移住者と賃貸契約が成立した物件を入居予定の当該移住者の希望に応じて住宅改修する経費を補助します。</p>	<p>次の要件を満たす方</p> <p><b>【空き家等改修補助金】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 空き家等の所有者等で、当該空き家等を賃貸住宅として活用するために改修工事を行う方（個人から空き家等を購入して賃貸を行う、市内の宅地建物取引業者を含む。）</li> <li>② 補助を受けた日から引き続き 5 年以上、飛騨市空き家等情報提供サイト「飛騨市住むとこネット」に賃貸物件として登録する意思がある方</li> <li>③ 補助を受けた日から 5 年間は、転売又は 2 親等以内の親族に賃貸しない方</li> <li>④ 市税等を滞納していない方</li> <li>⑤ 暴力団の構成員及び暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属していない方</li> <li>⑥ 飛騨市の改修補助金の交付を受けていない方</li> <li>⑦ 申請年度内に契約、完了する工事</li> <li>⑧ 10 万円以上(税込)の工事</li> <li>⑨ 市内の事業者等と契約する工事</li> </ol> <p><b>【移住者賃貸住宅改修補助金】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 移住者と賃貸借契約を締結した飛騨市住むとこネットに登録された住宅を、当該移住者の要望に応じて入居開始前に改修工事を行う当該住宅の所有者等</li> <li>② 補助を受けた日から引き続き 5 年以上、当該移住者に当該住宅を居住用に賃貸する意思がある方</li> </ol> <p>※当該移住者のやむを得ない事情により、5 年以内に賃貸借契約を解除した場合は、5 年に満たない残りの期間を移住者限定の貸与物件として飛騨市住むとこネットに登録すること。</p> <p>加えて、空き家等改修補助金の要件③～⑨を満たす方</p>	<p>対象事業費の 1/2 以内 【限度額】150 万円</p>	<p>地域振興課 0577-62-8904</p>

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
84	勤労者住宅資金 融資制度	市内に居住、または居住しようとする勤労者に対し、住宅資金(住宅新築、購入、増改築、及び住宅建設のための土地購入費)を融資することにより、住環境の改善ならびに定住促進を図ります。	次の要件を全て満たす方 ① 市内に居住、または居住しようとする勤労者で、同一事業所に1年以上継続勤務している方 ② 前年収入が150万円以上400万円以下で自営業者でない方	【融資限度額】2,000万円以内 【融資限度額・償還期間】 ①有担保(2,000万円以内) 35年以内 ②無担保(500万円以内) 20年以内 【利率等】 ・東海ろうきんの店舗表示金利より0.1%引き下げ ・保証料は東海ろうきんが全額負担	商工課 0577-62-8901
85	家財道具処分費等 補助金	飛騨市空き家バンクに登録して入居者募集を行うおうとする空き家の所有者に対し、家財道具の処分費用の一部を助成します。	空き家の所有者で3年を超える期間空き家バンクへ登録する見込みのある方(同一物件又は同一申請者に対し1回限り)	① ごみの処分 ② 家財の移設 ③ 敷地内の樹木伐採、草刈等 ④ 相続登記費用のうち、登録免許税に要する経費 【補助金額】 ①～③ 対象事業費の1/2 上限額10万円 ④ 対象事業費の1/10 上限額2万円	地域振興課 0577-62-8904
86	新規 結婚新生活支援補助金及び結婚祝金	市民が安心して結婚や子育てできる環境を整備するとともに、結婚を契機とした移住定住促進の強化を図るため、結婚に伴う住居費や引越し費用等の補助金及び結婚祝金を交付します。	次の要件全てを満たす世帯 ① 令和3年1月1日～令和4年2月28日までの間に婚姻届を提出し受理された世帯 ② 夫婦の所得の合計が400万円(年収540万円程度が目安)未満の世帯 ③ 婚姻日において夫婦のいずれの年齢も39歳以下であること ④ 夫婦の双方が過去にこの補助(他自治体の同種の補助を含む。)を受けたことがない世帯 ⑤ 結婚を機に居住する住宅が市内にあり、補助金の申請時において、夫婦の一方又は双方が当該住宅に居住し、住民登録していること。 ⑥ 引き続き5年以上飛騨市内に定住する意思を有する世帯であること。 ※結婚祝金は②～④の要件は適用しません。ただし、夫婦双方が市内の住宅に居住し、住民登録していることが対象要件となります。	令和3年1月1日～令和4年2月28日までに支払われた費用で以下のもの 【結婚新生活支援補助金】 ①住宅を取得する費用 ②賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料 ③引越し業者又は運送業者へ支払った実費 ※①と②はいずれかの費用 ■限度額 ①又は②と③の費用を合わせ、1世帯あたり30万円 【結婚祝金】 ■1世帯あたり3万円(夫婦のいずれか一方がIターンの場合は2万円加算)	地域振興課 0577-62-8904

## 6. 移住者支援

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
87	移住者への米贈呈 事業(米10俵プロジェクト事業)	地域に根付く互助の精神及び気質を市外に発信し、市外からの転入と定着の促進を図るため、移住し住宅を取得された方へ米10俵を贈呈します。	次のいずれにも該当する方 ① 転入してから3年以内に、住宅を取得した方 ② 「①」に該当になった日から1年を経過していない方 ③ 市内に2親等以内の親族がいない方 他	1世帯1年度あたり60kgの米を10年間贈呈	地域振興課 0577-62-8904

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
88	<b>拡充</b> <b>移住促進補助金</b>	<p>市への移住定住を促進し、移住された方がスムーズに安心して飛騨市での生活に慣れていただくことを目的に、移住検討者来訪時の交通費補助、宿泊費補助、移住者への移住奨励金、引越し費用補助、子どもの転園・転校にかかる学用品等購入補助、ペーパードライバー講習費補助、除雪用具等の購入に対して補助します。</p>	<p>次のいずれかに該当する方（補助内容によって異なります。）</p> <p>① 移住検討者 飛騨市への移住を検討するために飛騨市を来訪し、飛騨市移住コンシェルジュの案内を依頼した方又は飛騨市住むとこネット登録事業者の案内による空き家等の見学を行った方</p> <p>② 移住者(市内に2親等以内の親族がいない方) 飛騨市に転入した方で、転勤、医療施設又は福祉施設への入所等による一時的な移住ではなく、引き続き5年以上市内に定住する意思を有する方 (除雪用具等購入費補助は、豪雪地帯・特別豪雪地帯以外の地域からの移住者のみが対象)</p>	<p>①移住検討者交通費補助 現住所地によって3千円～1万円の定額補助。1世帯2回まで</p> <p>②移住検討宿泊費補助 移住体験を目的とした市内の対象施設での宿泊費用の1/2以内、1回あたり上限3万円。1世帯2回まで</p> <p>③移住奨励金 単身世帯の場合は10万円、2名以上の世帯の場合は15万円の地域電子通貨「さるぼぼコイン」又は古川町商品券若しくは神岡商店会連合会商品券を支給</p> <p>④引越し費用補助 引越しにかかった費用の1/2以内上限5万円</p> <p>⑤転入準備品支援事業補助 学用品等購入にかかった費用に対して、保育園上限1万円、小学校上限2万円、中学校上限6万円</p> <p>⑥ペーパードライバー講習費補助 自動車学校でのペーパードライバー講習費用の全額を1人につき2回まで補助</p> <p>⑦除雪用具購入費補助 除雪用具購入費用の1/2以内上限1万円</p> <p>⑧スタッドレスタイヤ購入費用補助 移住者が使用する車両用に初めて購入するスタッドレスタイヤ購入費用の1/2以内上限3万円</p>	<p>地域振興課 0577-62-8904</p>
再掲	<b>就職奨励金</b>	<p>市内企業における雇用の確保を図る目的で市内の事業所に就職(学卒・U I ターン就職者)された方に対し、奨励金を交付します。</p>	<p>次のいずれかを満たし、市内事業所に1年以上常用労働者として勤務し、引き続き本市民である意思を持つ方</p> <p>① 学卒者等就職者…中学校、高等学校、大学、各種学校及び職業訓練所を卒業又は中退後、3年以内に飛騨市民として就職した方</p> <p>② U I ターン就職者…飛騨市に転入と就職を1年以内に行い、就職時の年齢が満45歳以下の方</p>	<p>① 学卒者等就職者 7万円 ② U I ターン就職者 5万円</p>	<p>商工課 0577-62-8901</p>

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
再掲	<b>拡充</b> <b>空き家等賃貸住宅改修事業補助金</b>	<p>市内における空き家等の流動化を促進し、定住促進、地域活性化等を図るために、空き家所有者等が、当該空き家等を改修工事して賃貸住宅にする経費及び、<u>移住者と賃貸契約が成立した物件を入居予定の当該移住者の希望に応じて住宅改修する経費を補助します。</u></p>	<p>次の要件を満たす方</p> <p><b>【空き家等改修補助金】</b></p> <p>① 空き家等の所有者等で、当該空き家等を賃貸住宅として活用するために改修工事を行う方（個人から空き家等を購入して賃貸を行う、市内の宅地建物取引業者を含む。）</p> <p>② 補助を受けた日から引き続き5年以上、飛騨市空き家等情報提供サイト「飛騨市住むとこネット」に賃貸物件として登録する意思がある方</p> <p>③ 補助を受けた日から5年間は、転売又は2親等以内の親族に賃貸しない方</p> <p>④ 市税等を滞納していない方</p> <p>⑤ 暴力団の構成員及び暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属していない方</p> <p>⑥ 飛騨市の改修補助金の交付を受けていない方</p> <p>⑦ 申請年度内に契約、完了する工事</p> <p>⑧ 10万円以上(税込)の工事</p> <p>⑨ 市内の事業者等と契約する工事</p> <p><b>【移住者賃貸住宅改修補助金】</b></p> <p>① <u>移住者と賃貸借契約を締結した飛騨市住むとこネットに登録された住宅を、当該移住者の要望に応じて入居開始前に改修工事を行う当該住宅の所有者等</u></p> <p>② <u>補助を受けた日から引き続き5年以上、当該移住者に当該住宅を居住用に賃貸する意思がある方</u></p> <p>※当該移住者のやむを得ない事情により、5年以内に賃貸借契約を解除した場合は、5年に満たない残りの期間を移住者限定の貸与物件として飛騨市住むとこネットに登録すること。</p> <p>加えて、空き家等改修補助金の要件③～⑨を満たす方</p>	<p>対象事業費の1/2以内</p> <p><b>【限度額】150万円</b></p>	<p>地域振興課</p> <p>0577-62-8904</p>



No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
再掲	<b>新規</b> 結婚新生活支援補助金及び結婚祝金	市民が安心して結婚や子育てできる環境を整備するとともに、結婚を契機とした移住定住促進の強化を図るため、結婚に伴う住居費や引越し費用等の補助金及び結婚祝金を交付します。	次の要件全てを満たす世帯 ① 令和3年1月1日～令和4年2月28日までの間に婚姻届を提出し受理された世帯 ② 夫婦の所得の合計が400万円（年収540万円程度が目安）未満の世帯 ③ 婚姻日において夫婦のいずれの年齢も39歳以下であること ④ 夫婦の双方が過去にこの補助（他自治体の同種の補助を含む。）を受けたことがない世帯 ⑤ 結婚を機に居住する住宅が市内にあり、補助金の申請時において、夫婦の一方又は双方が当該住宅に居住し、住民登録していること。 ⑥ 引き続き5年以上飛騨市内に定住する意思を有する世帯であること。 ※結婚祝金は②～④の要件は適用しません。ただし、夫婦双方が市内の住宅に居住し、住民登録していることが対象要件となります。	令和3年1月1日～令和4年2月28日までに支払われた費用で以下のもの 【結婚新生活支援補助金】 ①住宅を取得する費用 ②賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料 ③引越し業者又は運送業者へ支払った実費 ※①と②はいずれかの費用 ■限度額 ①又は②と③の費用を合わせ、1世帯あたり30万円 【結婚祝金】 ■1世帯あたり3万円（夫婦のいずれか一方がIターンの場合は2万円加算）	地域振興課 0577-62-8904
再掲	住宅新築・購入 支援助成金	市内での定住を促し、人口減少の緩和を図るために、市内に住宅を新築又は購入される方に助成金を交付します。	飛騨市内に定住する目的で住宅を取得する方（契約を締結し取得の手続きを終えた住宅が対象） 但し、取得期間はR3.4.1からR6.3.31まで	次に示す基本額・加算額のうち、対象者が該当する金額を合計した額（最大230万円） ■基本額（土地購入費を含む） ①住宅取得額1千万円未満 10万円 ②住宅取得額1千万円～2千万円未満 20万円 ③住宅取得額2千万円以上 30万円 ■加算額 ①転入世帯 50万円 （単身赴任で転出している場合を除く） ②市内業者の新築施工 30万円 （建売住宅購入を含む） ③移住世帯の住宅改修 工事費の1/3（上限額150万円）	都市整備課 0577-73-0153

## 7. 行政区等/防災・防犯等

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
89	LED防犯灯 取替補助金	省エネ推進及び防犯灯維持管理費の軽減を目的に、行政区等が維持管理する既存の防犯灯をLEDに取替る経費を補助します。	現在、維持管理している「20W蛍光灯」等の防犯灯をLED化しようとする行政区又は町内会等で構成された団体(市内業者施工。新規防犯灯設置には適用不可。電球のみのLED化も対象外)	1灯につき、取替費用の1/3 【限度額】7,000円/灯 【申請回数】年1回	総務課 0577-73-7461

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
90	防犯灯設置補助金	市全体の防犯力の強化及び地域の安全安心の確保を図ることを目的とし、防犯灯を設置しようとする行政区等に対し設置経費を補助します。	当該補助金により設置する防犯灯を維持管理する行政区等に対して交付するものとする。ただし、補助対象となる防犯灯は、光束 650 ルーメン以上の性能を有する L E D 灯を用いたものとする。	【補助金額/灯】 次の補助金額の合計金額とする。 ①一律補助:事業費の 20%/灯 ②世帯数割補助:事業費より A 及び B を減じた金額 A: 一定負担額 10,000 円/灯 B: 世帯数負担 (事業費の 1%×世帯数) /灯 【申請回数】行政区等に対し、年 1 回限り	総務課 0577-73-7461
91	防犯カメラ等設置補助金	市全体の防犯力の強化及び犯罪発生時の早期解決を図ることを目的に、要件を満たした防犯カメラの設置費用の一部を補助します。	飛騨市に所在する次の団体 ① 区及び自治会 ② 企業 ③ 商店街等	【限度額】※対象設置費用の 1/3 以内 1 団体あたり 3 台以内とし、1 台あたり 20 万円 年 1 回限り	危機管理課 0577-62-8902
92	防災士育成事業補助金	地域防災力向上のために活動するほか、災害時に応急活動を行政と共にを行うなど防災事業に貢献する防災士の資格を取得しようとする方に補助金を交付します。	① 防災士研修講座を受講し、防災士の資格を取得しようとする方 ② 資格取得後、防災士として市内の自主防災組織等で活動する意思のある方 ③ 資格を取得した旨の情報を市内の自主防災組織等に提供することに同意する方 ④ 資格取得に関し、他の助成制度を受けていない方	①講座の受講料 ②防災士資格取得試験受験料 ③防災士資格認定登録料 以上の合計額	危機管理課 0577-62-8902
93	電気自動車等購入補助金	市内において大規模災害等により停電が発生した場合に備え、個人又は法人が所有する電気自動車等による避難所等に対する給電を実施し、市全体の停電に対する防災力の強化を図ることを目的として、電気自動車等を購入する際に補助金を交付します。	電気自動車等を導入する個人又は法人で、次の要件を満たす方 ① 市内に住所を有する個人又は事務所若しくは事業所を有する個人又は法人 ② 市税等を滞納していない方 ③ 市内に保管場所があること ④ 申請当該年度に自動車検査証の交付を受けられる車両であること ⑤ 電気自動車の使用状況等の調査に協力できること	① 自動車購入 1 台あたり 5 万円 ② 外部給電器購入 1 台あたり 10 万円	危機管理課 0577-62-8902
94	自主防災組織活動支援補助金	自主防災組織の防災資機材整備促進を図るとともに、防災意識の高揚及び防災知識の普及をもって、災害による被害の防止及び軽減を図ります。	① 自主防災組織が防災資機材を購入する場合 ② 自主防災組織が防災訓練を実施する場合 ③ 自主防災組織が地区避難計画書を作成する場合	①防災資機材を購入する経費の 1/3 以内 【限度額】15 万円 ②防災訓練の実施に要する経費の 1/2 以内 【限度額】5 万円 ③地区避難計画書の作成に要する経費の 1/2 以内 【限度額】5 万円 ※それぞれ年 1 回限りとする	危機管理課 0577-62-8902
95	資源回収事業奨励金	廃棄物のうち再生可能な資源の回収事業を実施している団体に対し奨励金を交付します。	PTA、女性団体、子供会等の各種ボランティア団体で、事前に届出のあった団体	次の合計金額とする ①奨励金の対象品目(紙類、繊維類や金属類等)の回収重量(kg)に、原則 6 円乗じた額 ②資源回収 1 回につき、3,000 円【限度】5 回	環境課 0577-73-7482

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
96	<b>水洗便所等改造 資金特別助成金 制度(集会施設)</b>	排水設備工事や水洗便所改造工事を行う行政区等に対し助成金を交付し、水環境の改善や公衆衛生の向上を図ります。	次の要件を満たす行政区等 ① 飛騨市行政区等設置条例に規定する行政区等が設置する集会所、広場等 ② 処理区域となって3年以内に改造工事を行う行政区等(新築に伴うものは除く)	対象工事費用の1/2【限度額】40万円	水道課 0577-73-7484
97	<b>倒木・危険木処 理事業補助金</b>	倒木による断水や停電、道路の通行止めなどの災害を防ぎ、市民の安全及び道路等の公益機能の確保と地域の里山景観を保全するため、危険木の伐採及び倒木の除去に関する費用の一部を補助します。	【対象者】 市内に倒木・危険木を所有する個人または団体 【対象となる事業及び経費】 ① 倒木の除去 倒木を林内放置することにより、新たな事故や災害を誘発する可能性のある場合、または地域の里山景観を著しく損なう恐れのある場合、その倒木(胸高直径13cm以上)を除去するために要した経費 ② 立木の除去 倒木により住宅、市所有公共施設、地区集会場、国・県・市指定文化財、市道、林道、送電線又は通信線に被害を与える恐れのある危険木(胸高直径13cm以上)の伐採に要した経費	①対象経費の50%以内 【限度額】100万円 ②対象経費の80%以内 【限度額】100万円	林業振興課 0577-62-8905
98	<b>拡充 集落有集会施設 整備事業補助金</b>	高齢者をはじめ、誰もが使いやすい利用できるような施設の強化と防災体制づくりのため、地域の中心となる集会施設を新築、増築、改修又は備品購入を行う場合と、施設の大規模修繕を実施する際や新たに駐車場を隣接設置する場合に補助金を交付します。	市が集会施設と認め、地域で維持管理する施設	①新築増築費用の1/3以内【限度額】3,000万円 ②改修費用の1/2以内【限度額】200万円 ③備品購入費用の1/2以内【限度額】15万円 ④建物の屋根・外壁修繕工事費用の1/3以内 【限度額】200万円 ⑤駐車場用地の購入費(100㎡以上)及び造成費用の1/3以内【限度額】用地750万円/造成200万円) ※原則同一集会施設に対し、各1回限り	教育委員会 生涯学習課 0577-73-7495
99	<b>新規 地域コミュニティ 活動促進事業費 補助金</b>	地域コミュニティ活動の更なる活性化を目的とし、地域の集会施設等で研究会や講演会を開催する際に必要な費用の一部を補助します。	次の各号のいずれにも該当する団体 (1) 自治会等の地域コミュニティ (2) 地域活動の実績を持ち、事業を実施できる見込みがある団体 (3) 団体の規約を有し、代表者が明らかである団体 (4) 自ら経理し、監査する等の会計機能を有する団体	対象経費：講師謝礼及び交通費、事務消耗品 補助率等：開催経費の1/2(上限10万円・1回/年)	教育委員会 生涯学習課 0577-73-7495

## 8. まちづくり活動等

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
100	飛騨市 ロケーション 誘致促進事業 補助金	市の地域活性化、観光誘客を図るとともに、映像作品等の公開もしくは放送を通じて、市の知名度向上及びイメージアップにつなげる活動に対し一部活動費を補助します。	① ロケーション活動支援 【対象者】 映像作品等の制作を業務とする個人、法人、団体等で適正な会計処理が可能と認められるもの 【対象事業】 広く放送または公開される作品で主に市内で行われるロケーション活動 ② 上映会活動支援 【対象者】 上映会主催者 【対象事業】 市内で開催される上映会かつ撮影されたもの又は作品の内容、もしくは作品の主たる制作者が本市にゆかりのある作品	①補助対象経費の1/2 上限50万円 ※市内での活動が3日以上かつ撮影箇所全体の3分の2以上が飛騨市の場合は別途50万円を補助対象経費の範囲内で上乗せ ②・映像使用料1作品につき上限10万円（3作品以上にあつては上限30万円） ・施設使用料の1/2 上限10万円	観光課 0577-73-7463
101	小さなまちづくり 応援事業助成金	従来まで行われている市民によるまちづくり活動や、新規に行おうとしているまちづくり活動に対し活動費用を助成することにより、その活動がより多くの市民に波及することを目的としています。 チャレンジ部門は年1回の募集で、書類審査を行い、通過した事業についてはプレゼン選考会にて助成金のアップが可能です。 ちよこつと支援部門は随時受付可能で、プレゼン選考会はありません。	【対象】 主に市内で活動している団体若しくは個人。 ただし、以下は対象外。 ・宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体 ・暴力団や暴力団員の統制下にある団体 【対象事業】 以下の全てを満たす事業 ・飛騨市が元気になる事業 ・地域に根付いていくことを目的とした事業 ・助成金の交付決定後に行う事業 ・他の補助金等の交付対象になっていない事業 ※ただし、特定の団体及び個人の直接的な利益を目的とした事業及び宗教活動や政治活動を目的とした事業を除く	① チャレンジ部門 【申請時点】 対象事業費の1/2以内 助成上限 20万円 【プレゼン選考会后】 対象事業費の8/10以内 助成上限 40万円 ※市民の応援投票で応援が多いほど助成金がアップします。 ② ちよこつと支援部門 対象事業費の1/2以内 助成上限 5万円	地域振興課 0577-62-8904
102	ふるさと納税活用 まちづくり 応援事業助成金	市内でまちづくり事業を行おうとする団体を公募し、事業プランを市が審査し、ふるさと納税制度を活用します。 ふるさと納税を活用することで市外からの応援で市内のまちづくりを活性化することが目的です。	【対象】 活動拠点が市内の団体（個人は対象外） ただし、以下は対象外 ・構成員が3人未満の団体 ・宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体 ・暴力団や暴力団員の統制下にある団体 【対象事業】 まちづくり活動を目的とする事業 ただし、以下は対象外 ・専ら営利を目的とした事業 ・特定の団体及び個人の直接的な利益を目的とした事業	助成対象経費の10分の10以内 ふるさと納税制度による寄付金を募り、寄附された総額から市の負担する経費相当額を控除した額の4/5以内の額 若しくは、200万円のいずれか少ない額を上限	地域振興課 0577-62-8904

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
103	市民発明支援事業補助金	市民等による発明及び考案を支援し、もって本市の産業振興を目指します。	市民ならびに個人事業主が、特許権又は実用新案権の出願を行った発明又は考案	出願、出願審査請求、実用新案技術評価書の請求にかかる事務費用【限度額】35万円	地域振興課 0577-62-8904
104	まちづくり活動支援補助金	市民主体・地域主体のまちづくり活動を推進するため、市民活動団体の設立に対して支援を行います。	5人以上の構成員を有し、その過半数が飛騨市内に在住、在勤又は在学し、自主的かつ公益的な事業を行う団体	団体設立に要した事業費の1/2以内【限度額】20万円	地域振興課 0577-62-8904
105	新規ふるさと納税活用ソーシャルビジネス等創出交付金	市の地域課題解決と新たな関係人口の創出及び地域活性化を図ることを目的として、市内で地域課題解決及び地域活性化、まちづくりの活動促進を目指した事業を新たに行おうとする事業者を公募し、審査会で合格した事業プランを実施する事業者に対し、ふるさと納税の寄附金を財源とした交付金を交付します。	市の課題解決等に向けて取り組む企業、団体及び個人事業主又は、まちづくり活動等に取り組む団体等で、市民や有識者からなる審査会で事業認定された事業実施者 ただし、以下は対象外。 ・実施しようとする事業が単年度100万円以下の者 ・宗教活動や政治活動を主たる目的とした者 ・暴力団や暴力団員の統制下にある者 審査会で事業認定された事業実施者には、自ら個々の活動とふるさと納税をPRすることで寄附金を集めていただきます。	審査会で事業認定された額の範囲内で、ふるさと納税寄附金額から返礼品等の経費を差し引いた全額を交付（上限あり） （スケジュール） 4月～5月 事前相談期間 6月 事業募集 7月 プロポーザル審査及び寄附金募集準備 8月～12月 ふるさと納税寄附募集 翌年4月以降 事業着手・交付金交付	地域振興課 0577-62-8904
106	やさしいまちづくり応援事業補助金	子どもから高齢者まですべての市民があんきに暮らせる、やさしいまちづくりに対する活動を応援します。（弱い立場の方を支援する福祉事業） 市民自ら地域や生活の課題などについて考え、皆が支え合う地域社会の実現を目指すべく、地域福祉の推進や、福祉のまちづくりにおける課題解決の活動を行う団体を公募し、審査に合格した団体に対し活動費等の一部を助成します。	【対象団体】 対象事業（活動）に取り組む市内各種団体（規約等が整備されている団体に限る）ただし、以下の団体等は対象外。 （ア）構成員が3人未満の団体 （イ）宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体 （ウ）暴力団や暴力団員の統制下にある団体 （エ）団体名の口座を所有していない団体 【助成対象事業】 福祉に関する事業（弱い立場の方を支援するための事業） （ア）ひとり親家庭を支援する事業 （イ）障がい児者を支援する事業 （ウ）高齢者を支援する事業 （エ）地域福祉ボランティア活動事業 （オ）その他、福祉分野における課題を解決するための事業 （オ）に該当するその他助成事業として以下のような支援の事業 ・福祉分野活動における利用料助成事業 ・福祉分野活動の物品購入助成事業	助成上限 30万円（予算の範囲内） 助成率 10/10	地域包括ケア課 0577-73-6233

9. 観光等

No.	補助制度等名称	趣旨・目的	対象者等	補助等の金額	担当課
107	新規 飛騨市アフターコロナ体制強化支援事業補助金	飛騨市内の意欲ある事業者が、自らの発案によって行う観光資源・コンテンツ開発やおもてなし態勢の強化などの取組を柔軟に支援することで、前向きな観光需要の取り込みを後押しし、アフターコロナ時代における市内観光需要の充実を図ります。	<p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に事業所を有する法人または個人</li> <li>・市税等を滞納していないこと</li> </ul> <p>【補助対象事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域資源を活かした観光振興等整備事業</li> <li>・おもてなし態勢等環境整備支援事業</li> <li>・その他観光客の受入体制の強化に資すると市長が認める事業</li> </ul> <p>ただし、以下の事業については対象外。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商工業活性化包括事業補助金の対象となる事業</li> <li>・宗教活動及び政治活動を目的とする事業</li> <li>・公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがある事業</li> </ul> <p>【補助対象経費】</p> <p>①物品購入費 ②設備改修費 ③自主施工に係る経費（原材料費、車両及び機械器具等借上料、仮設材）</p>	<p>【補助金の額】</p> <p>①物品購入費及び②設備改修費 補助対象経費の 2/3 以内（千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）</p> <p>③自主施工に係る経費 補助対象経費の 10/10 以内（千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）</p> <p>【補助限度額】</p> <p>同一補助事業者につき上限 100 万円</p>	観光課 0577-73-7463
108	拡充 飛騨市コンベンション等開催支援補助金	飛騨市内で開催される飛騨市外から参加者が集まる大会・会議・合宿などのコンベンションや、修学旅行などの教育旅行で条件を満たすものに対して、補助を行います。	<p>① コンベンション等開催支援及び運営支援</p> <p>【対象者】</p> <p>コンベンション等を主催する方</p> <p>【補助対象事業】</p> <p>次の要件を全て満たす事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内を会場もしくは活動場所として開催される事業</li> <li>・市外からの参加者等が半数以上を占める事業</li> <li>・市内の宿泊施設※に宿泊する参加者等が延べ 10 名以上（スポーツ大会、合宿にあっては 50 名以上）である事業</li> <li>・興行及び営利を目的としない事業</li> <li>・市または市からの補助金等の交付を受けている団体から金銭的支援を受けていない事業</li> </ul> <p>② 教育旅行開催支援</p> <p>【対象者】</p> <p>教育旅行を主催する団体及びその団体と旅行手配契約を締結した旅行業者</p> <p>【補助対象事業】</p> <p>参加者等の市内宿泊施設での宿泊を行程に組み込んだもの</p> <p>※宿泊施設とは、旅館業法第 2 条に規定するホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業に該当する施設</p>	<p>【補助金の額】</p> <p>①宿泊費 延べ宿泊数に 600 円を乗じて得た額</p> <p>②大会運営費 延べ宿泊数に 100 円を乗じて得た額。ただし同一の主催者(実際に同一主催者であるとみなされる場合を含む。)が年度内に開催する同種のコンベンション等に係る延べ宿泊数が 400 人以上であること。</p> <p>③会場使用料（スポーツ大会及び合宿は除く） 補助対象経費の 10/10 以内、コンベンション 1 回につき上限 10 万円</p> <p>④機材運搬用車両費（スポーツ大会及び合宿は除く） 補助対象経費の 10/10 以内、コンベンション 1 回につき上限 1 万円</p>	観光課 0577-73-7463